

# 「平成28年度 県有施設における受動喫煙防止対策状況調査結果」について

平成29年3月

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

## 1 調査目的等

県有施設における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料としています。なお、本調査は平成23年度より実施しています。

- (1) 調査対象：県有施設90施設
- (2) 回答数：県有施設90施設
- (3) 調査期日：平成28年12月

## 2 結果概要

「健康増進法第25条」や受動喫煙防止対策に関する厚生労働省通知等の関連法令・通知の認知度については9割以上と高くなっています。

平成27年6月に施行された「労働安全衛生法第68条の2」や「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画H25~H29)における受動喫煙防止に関する目標値」については、昨年度の7割程度と比較すると伸びたが、8割程度の認知に留まっています。

受動喫煙防止状況については、すべての県有施設で「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」又は「完全分煙」となっており、平成26年度から県の目標値である100%を達成しています。

また、更なる禁煙対策をこれ以上進めることができない理由としては、「来所者の協力が得られない」の回答が最も多く、他団体や民間が所有・管理する建物内に入居しているため、管理者や入居者との調整が必要との意見もありました。

公用車については、所有している施設の9割近くで、すべての公用車を禁煙としています。

各施設では、受動喫煙防止を進めるための協議がされており、今後、さらに受動喫煙防止対策が進むことが期待されます。

### 3 調査結果

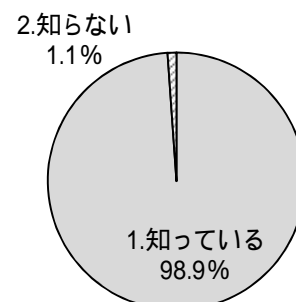
( \* 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。 )

問1 「健康増進法第 25 条」をご存じですか。

ほとんどの施設が知っているという回答。

参考:平成 24 年度 98.9%、平成 25 年度 95.6%、平成 26 年度 96.6%、平成 27 年度 97.8%、

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	89	1	90
割合 (%)	98.9	1.1	100.0

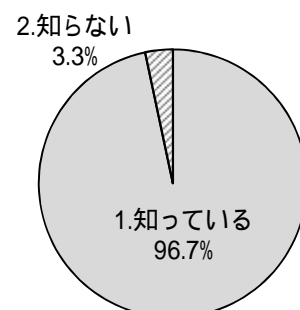


問2 平成 22 年 2 月 25 日付け厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」及び平成 24 年 10 月 29 日付け厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」をご存じですか。

県有施設の 9 割以上が知っているという回答。

参考:平成 24 年度 90.1%、平成 25 年度 83.5%、平成 26 年度 93.2%、平成 27 年度 95.6%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	87	3	90
割合 (%)	96.7	3.3	100.0

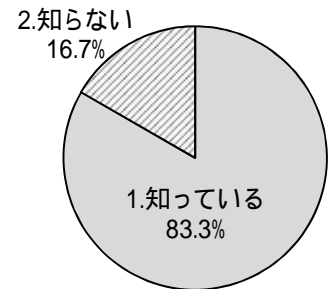


問3 平成 27 年 5 月 15 日付け厚生労働省労働基準局長通達「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係)」及び平成 27 年 5 月 15 日付け厚生労働省労働基準局長安全衛生部長通達「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」をご存じですか。

県有施設の 8 割が知っているという回答。

参考:平成 24 年度 84.6%、平成 25 年度 81.3%、平成 26 年度 88.6%、平成 27 年度 90.0%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	75	15	90
割合(%)	83.3	16.7	100.0

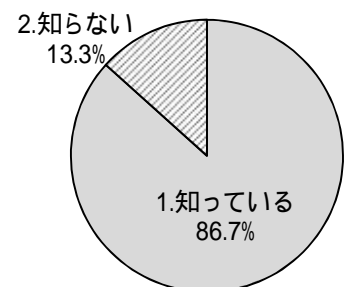


問4 「労働安全衛生法第68条の2」をご存じですか。

平成27年度からの追加項目。昨年度より知っている施設の割合が増加。

参考：平成27年度 66.7%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	78	12	90
割合(%)	86.7	13.3	100.0

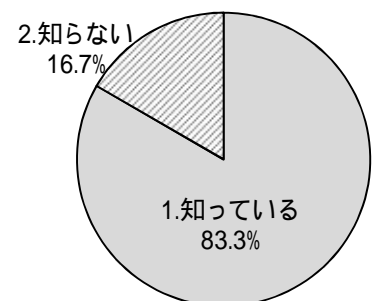


問5 「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画(H25～H29))」において、行政機関(県・市町村)の受動喫煙防止対策実施割合の平成29年度目標値を100%とすることをご存じですか。

年々割合は高まっており、目標値が浸透してきている。

参考：平成24年度 60.4%、平成25年度 64.8%、平成26年度 71.6%、平成27年度 77.8%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
県有施設数	75	15	90
割合(%)	83.3	16.7	100.0



問6 貴施設の禁煙及び分煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

県有施設すべてで禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置)を実施しており、そのうち敷地内禁煙は、8カ所で実施している。

「禁煙・完全分煙」とは、敷地内禁煙、施設内禁煙、換気扇等があり煙が施設内に漏れない喫煙室を設置している施設をいう。

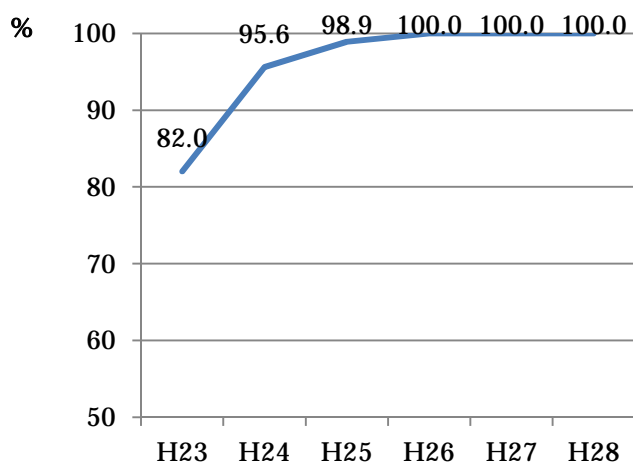
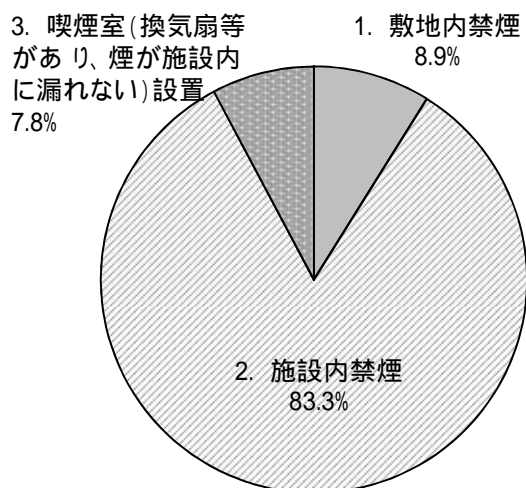
	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙	8	8.9
2.施設内禁煙	75	83.3
3.喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)設置	7	7.8
4.喫煙コーナー(開放型・空気清浄機あり)設置	0	0.0
5.喫煙コーナー(開放型)設置	0	0.0
6.喫煙場所は設けていない	0	0.0
合計	90	100.0

90 施設  
(100%)

< 敷地内禁煙施設名 >

- ・大阪事務所
- ・天草家畜保健衛生所
- ・山鹿保健所
- ・人吉保健所
- ・天草保健所
- ・富岡ビジターセンター
- ・菊池少年自然の家
- ・阿蘇みんなの森

[禁煙・完全分煙の状況]



問7 問6で2～5と回答された施設にお尋ねします。(対象82施設)

建物内もしくは建物外の喫煙所は何か所ですか。

	1箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所以上	総数
施設数(建物内)	4	2	0	0	5	11
施設数(建物外に設置)	42	19	7	3	7	78

5箇所以上ある施設は、建物内で最大11カ所、建物外で最大14カ所。

問8 問6で2～6の施設がある場合にお答えください。(対象82施設)

今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

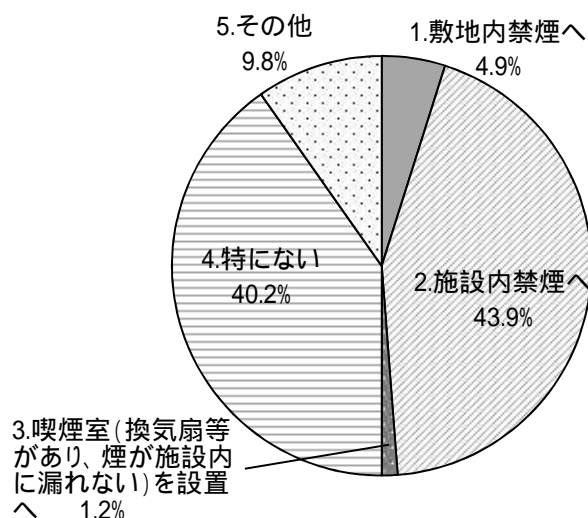
約半数の施設が、今後、禁煙・完全分煙に取り組むとしている。

	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙へ	4	4.9
2.施設内禁煙へ	36	43.9
3.密閉喫煙室設置へ	1	1.2
4.特にない	33	40.2
5.その他( )	8	9.8
合計	82	100.0

41施設  
(50.0%)

その他の主な回答

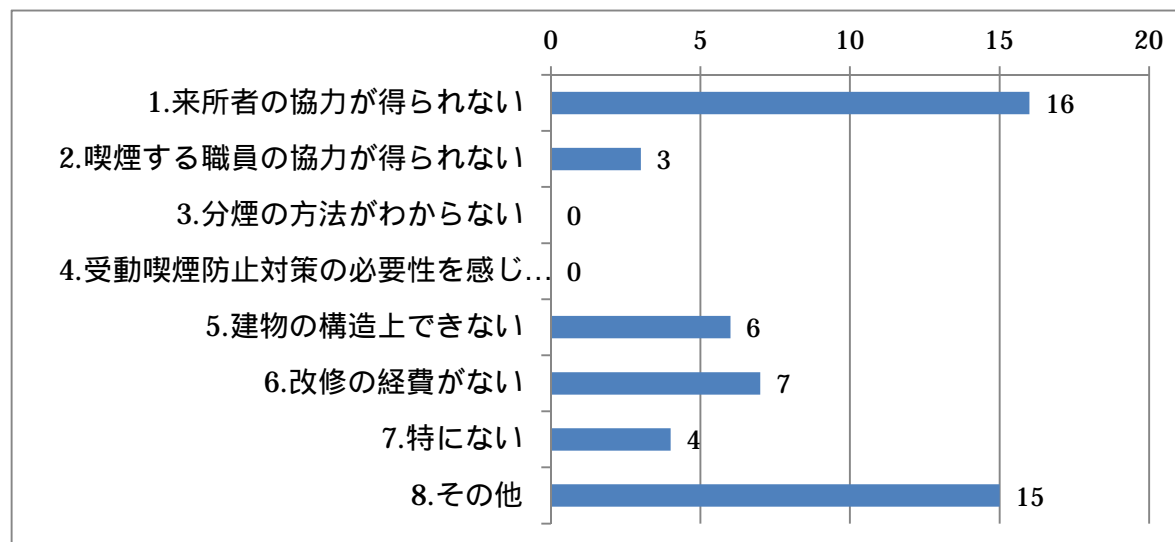
- ・ 喫煙場所の変更や数の減少を今後検討する
- ・ 民間のビルに入居しているため、管理者や他の入居者との調整が必要。
- ・ 地震で建物が被災し、一時的に喫煙所を移動して設置している。
- ・ 受動喫煙防止掲示の強化



問9 問8で4～5を選択した場合にお答えください。(対象41施設)

受動喫煙対策が実施困難な理由について次の中から該当するものを選んで御記入ください。  
(複数回答可)

受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由は、「来所者の協力が得られない」が最も多かった。



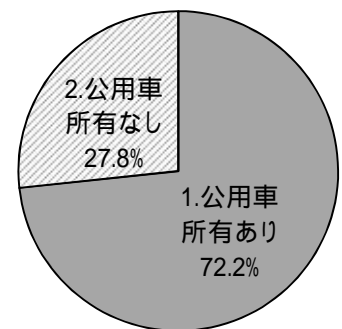
#### その他の主な回答

- ・ 敷地内禁煙は喫煙者の理解が得られない。
- ・ 施設利用者のために必要である。
- ・ 県所有ではないビルに入居しているため、所有者や入居者との調整が必要。
- ・ 隣接する他施設との調整が必要。
- ・ 建物が地震で被災し、従来の喫煙所が利用できない。
- ・ 喫煙者がいない
- ・ 既に分煙している
- ・ 具体的検討まで至っていない
- ・ 県有施設の統一的な方針を定める必要がある
- ・ 国の受動喫煙防止に関する制度改正が決まってから検討する。

問 10 貴施設の公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

7割以上の施設が公用車を所有している。

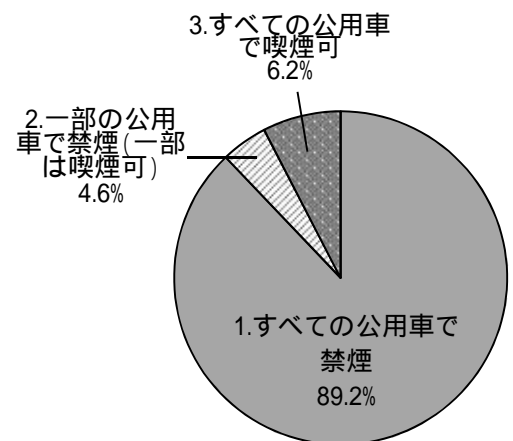
	県有施設数	割合(%)
1.公用車所有あり	65	72.2
2.公用車所有なし	25	27.8
(総数)	90	100.0



問 11 貴施設の所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。(対象65施設)

9割近くの施設で、すべての公用車を禁煙としている。

	県有施設数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙	58	89.2
2.一部の公用車で禁煙、 (一部は喫煙可)	3	4.6
3.すべての公用車で喫煙可	4	6.2
(総数)	65	100.0



問 12 問 11 で、2～3 を選択した場合にお答えください。(対象7施設)

今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

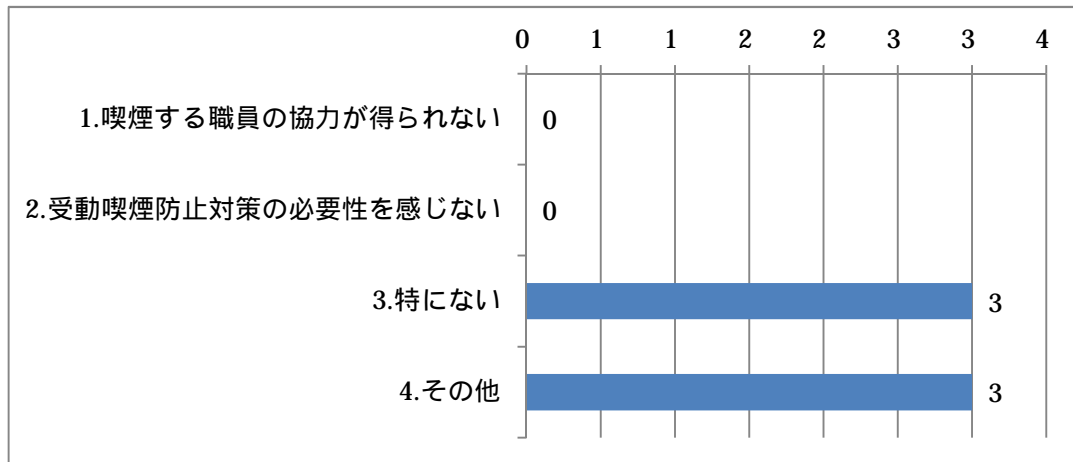
	件数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙に取り組む	1	14.3
2.一部の公用車で禁煙に取り組む	0	0
3.特にない	4	57.1
4.その他	2	28.6
(全体)	7	100.0

その他の回答

- ・ 非喫煙者が同乗する時は、換気・消臭し、禁煙としている。
- ・ 具体的検討まで至っていない。

問 13 問12 で、3～4 を選択した場合にお答えください。(対象6施設)

公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)



その他の回答

- ・ 来客送迎用としても利用するため。
- ・ 具体的検討まで至っていない。
- ・ 非喫煙者了承のうえ、換気・消臭を行って利用している。

問 14 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

主な回答

- ・ 喫煙室内の環境測定を月1回実施。(測定項目:浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率及び風速)
- ・ 喫煙者及び来所者に対し、喫煙場所を守ること、施設内に煙が入らないよう配慮すること等を周知徹底し、受動喫煙防止に努めている。
- ・ 施設の受動喫煙防止対策について、所属の衛生委員会等で検討を行っている。
- ・ 施設の受動喫煙防止対策について、所属の衛生委員会等で検討を行い、喫煙場所を削減したり、より受動喫煙防止できる場所へ移動等の対策を行った。
- ・ 職場巡視のチェックリストに「受動喫煙防止対策が十分になされており、タバコの煙が流れてくることはないか」という項目を入れて、要改善の意見が出された場合、聞き取りをして衛生委員会で対策を講じるようにしている。
- ・ 利用者及び主催者に喫煙スペースの徹底、受動喫煙防止をお願いしている。
- ・ 喫煙場所周辺の庁舎の扉や窓を開けっ放しにしない。
- ・ 庁舎外に設置した喫煙場所について、人の出入りが多くなる時間帯(8時～8時30分及び17時～17時30分)については禁煙としている。
- ・ 指定の喫煙場所での喫煙を徹底するようにしている。
- ・ 喫煙箇所を建物外の人通りのない一箇所に限定し、受動喫煙防止に努めている。
- ・ 指定喫煙場所以外での喫煙を防止するため、敷地内7箇所に禁煙スタンド「ここは禁煙です」を設置した。
- ・ 敷地内禁煙に向けて検討中。